

資料1

# 介護予防・日常生活支援総合事業について

平成28年11月18日  
匝瑳市高齢者支援課

# 介護予防・日常生活支援総合事業の概要①

## 趣旨

○介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「総合事業」といいます。)とは、高齢者が要介護状態に陥らずに、住み慣れた地域で、自分らしい生活を続けることができるように、市町村のほか、介護事業者や住民団体等の様々な主体が連携し、地域の実情に応じた介護予防サービスを総合的に実施する事業です。

## 背景

○2025年(平成37年)には、団塊の世代が要介護状態になるリスクが高い75歳以上となる超高齢化社会が到来し、介護保険制度の介護給付費の増大や、介護の担い手不足が予想されます。

○一方、人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には、大きな地域差があります。

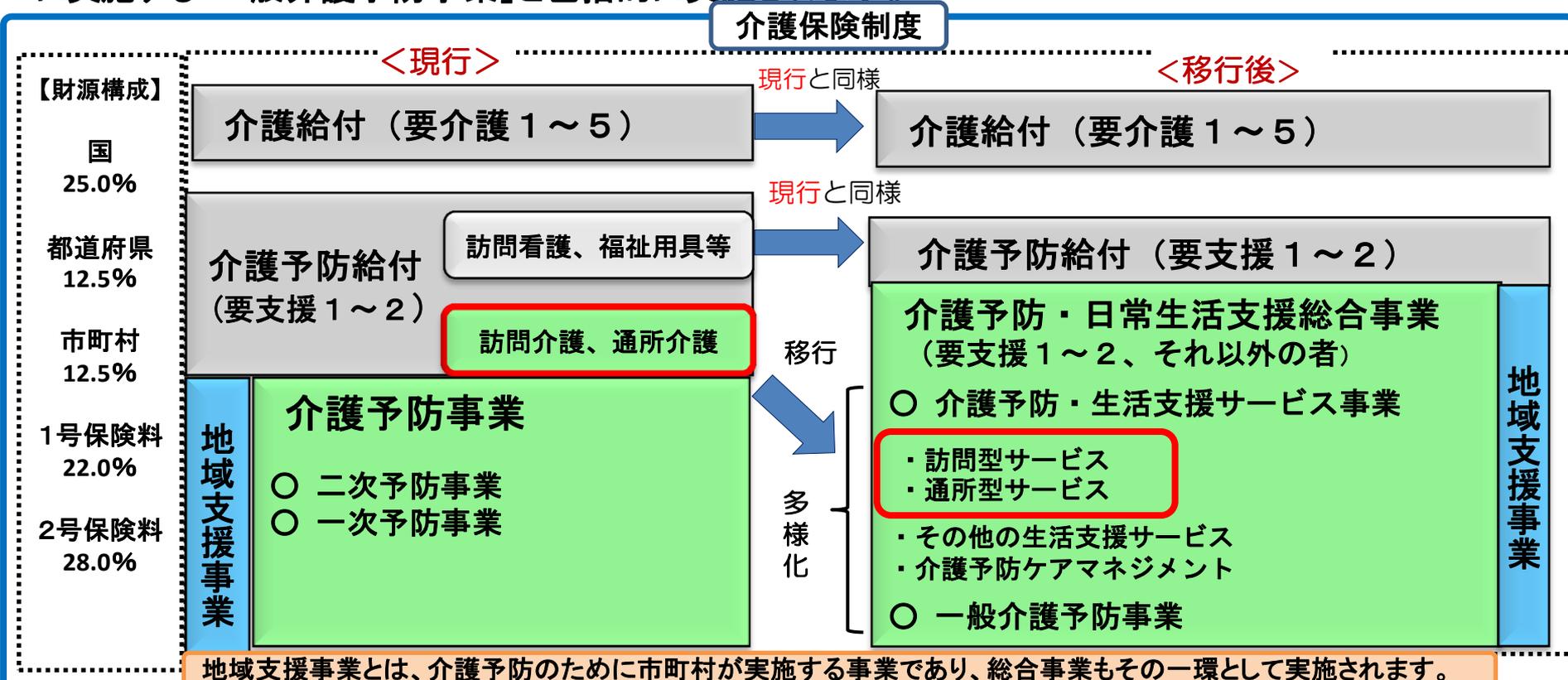
○地域の実情に応じた介護予防サービスのより一層の充実が必要となります。

# 介護予防・日常生活支援総合事業の概要②

○全国一律の基準で実施される介護予防給付のうち、訪問介護(ホームヘルプサービス)と通所介護(デイサービス)が地域の実情に応じた取組ができる総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」に移行します。

○総合事業には「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」があります。

○「介護予防・生活支援サービス事業」は、全ての高齢者及びその支援のための活動に関わる方を対象に実施する「一般介護予防事業」と包括的に実施されます。



# 介護予防・日常生活支援総合事業を構成する各事業の内容

## (1) 介護予防・生活支援サービス事業

○ 介護保険制度の要支援者及び要支援者に相当する方。

- ① 要支援認定を受けた方
- ② 基本チェックリスト該当者の方(要支援相当者)

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供 (ホームヘルパー)
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供 (デイサービス)
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアプランを作成し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント。

※ 基本チェックリストは、市町村や地域包括支援センターに相談に来た方の「介護予防・生活支援サービス」の利用の可否を、判定するシートです。(25項目中16項目以上該当で利用可)

要支援の認定を受けていない方でも、判定の結果が可の場合は、「介護予防・生活支援サービス」を利用できます。

※ 予防給付に残る介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等を利用する場合は、要支援認定を受ける必要があります。

## (2) 一般介護予防事業

○ 対象者は、全ての高齢者及びその支援のための活動に関わる方。

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する方を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防のための知識等の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等を派遣し、助言等を実施する。

# 要支援者の訪問介護、通所介護の総合事業への移行(介護予防・生活支援サービス事業)

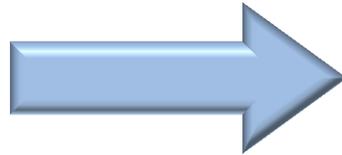
- 介護保険の介護予防給付の訪問介護、通所介護は、総合事業に移行後も、同様に実施します。
- その他のサービスは、介護保険の介護予防給付によるサービスが継続されます。

## 予防給付によるサービス

- ・訪問介護
- ・通所介護

- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所療養介護
- ・居宅療養管理指導
- ・特定施設入所者生活介護
- ・短期入所者生活介護
- ・訪問入浴介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・福祉用具販売
- ・住宅改修

など



訪問介護、通所介護  
を総合事業へ移行

## 新しい総合事業によるサービス (介護予防・生活支援サービス事業)

- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス

・介護事業所による訪問型・通所型  
サービス

- ・通所型サービスA  
(緩和した基準によるサービスA)

・ミニデイなどの通いの場  
・運動、栄養等の教室

- ・その他の生活支援サービス  
(配食・見守り等)

・多様な担い手による生活支援

※多様な主体による多様なサービスの提供を推進  
※総合事業のみ利用の場合は、基本チェックリスト該当で利用可

従来通り  
予防給付で行います。

# サービスの類型

※厚生労働省ガイドラインより

- 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示します。

## ①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討します。

- 訪問型サービスは、介護予防給付の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなります。  
○ 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定しています。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護と同様のサービス 訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース  ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

## ②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討します。

- 通所型サービスは、介護予防給付の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなります。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定しています。

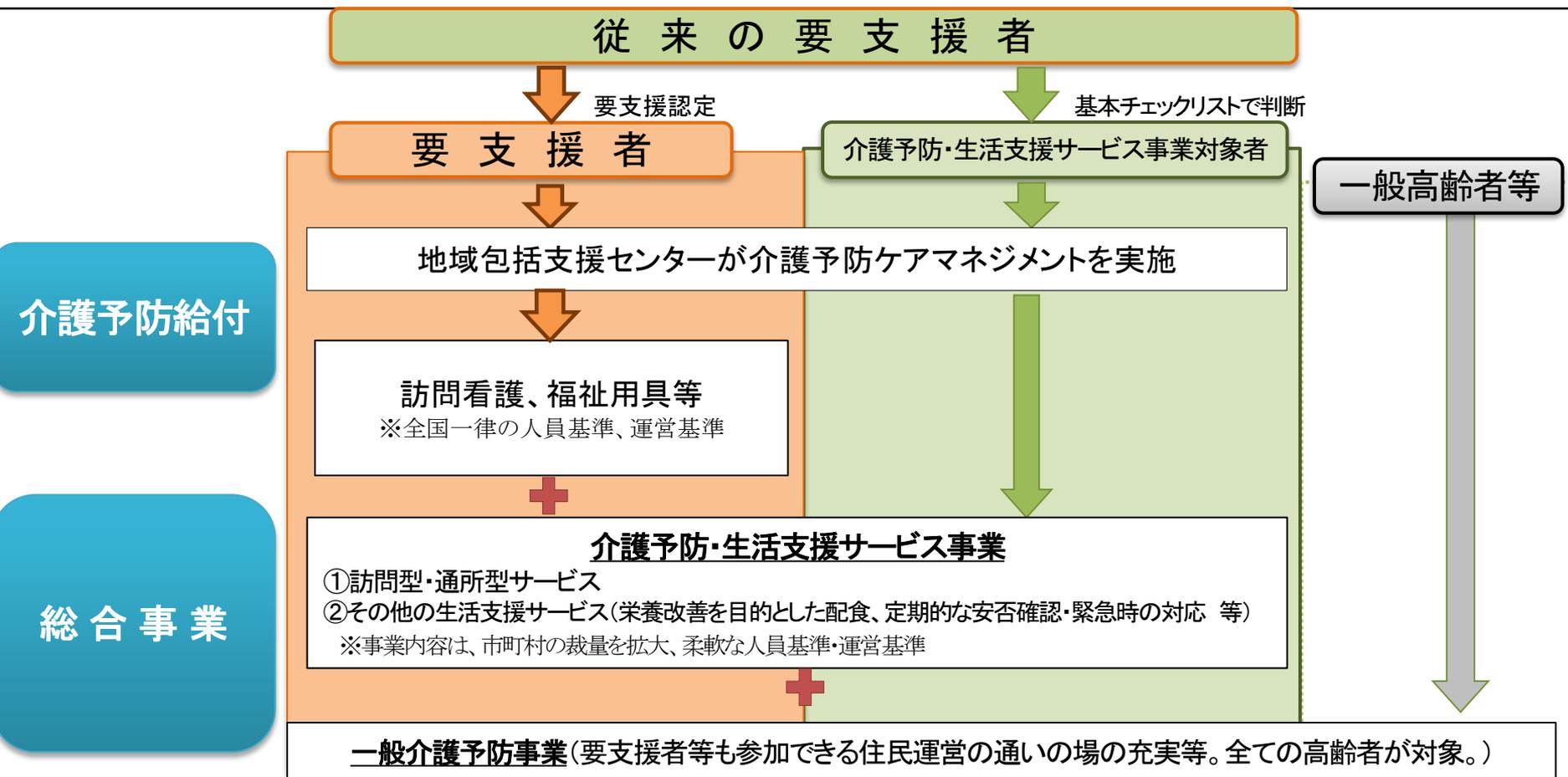
基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、 自主的な通いの場	生活機能を改善するための 運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等  ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

## ③その他の生活支援サービス

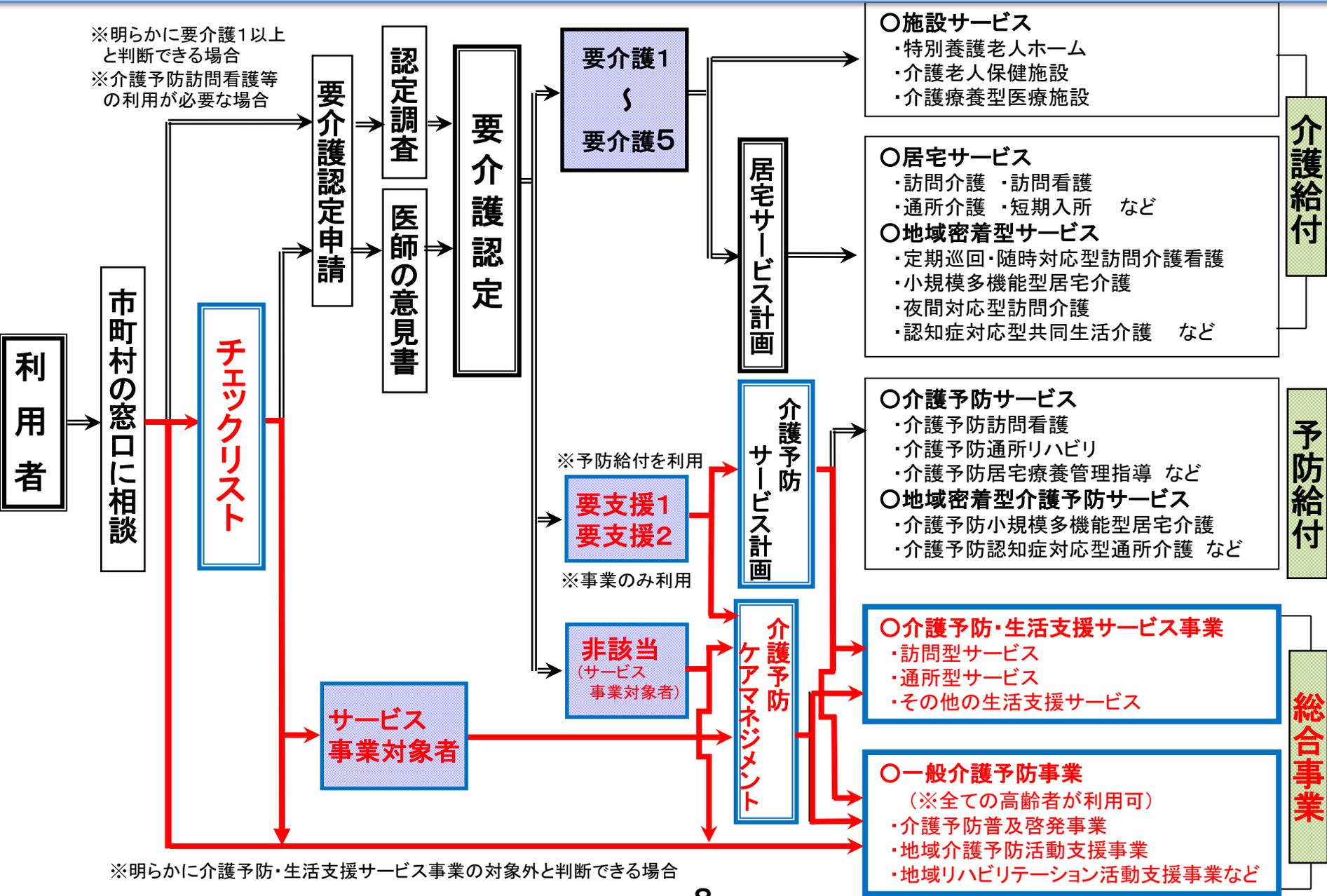
- その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなります。

# 介護予防・日常生活支援総合事業の対象者の判断

- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続します。
- 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせ実施します。
- 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用が可能になります。(基本チェックリストで判断)



# 介護サービスの利用の手続き



# 匝瑳市における総合事業への移行について

## 匝瑳市の現状について

匝瑳市の総人口は年々減少している一方で、65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、平成28年10月1日現在の高齢化率は32.0%となっています。今後、更に高齢化が進むと見込まれており、団塊の世代が75歳以上となる平成37年においては、高齢化率は37.4%にまで上昇すると見込まれています。

また、要支援・要介護認定者も増加傾向にあり、平成28年10月1日現在では1,951人、平成37年には2,400人余りになると見込まれています。更に1人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯も増加が見込まれ、匝瑳市においては、この超高齢化社会をどのように乗り越えていくかが大きな課題であると言えます。

このような中、介護保険サービスの安定的・継続的な提供体制の整備のみならず、地域の支え合いによる生活支援・介護予防の充実を図っていくことが重要となっています。

## 総合事業の開始について

匝瑳市では、平成27、28年度で準備を行い、平成29年4月1日から総合事業を開始することとしています。

既に要支援認定を受けている方は、平成29年4月1日から一斉に総合事業へ移行します。

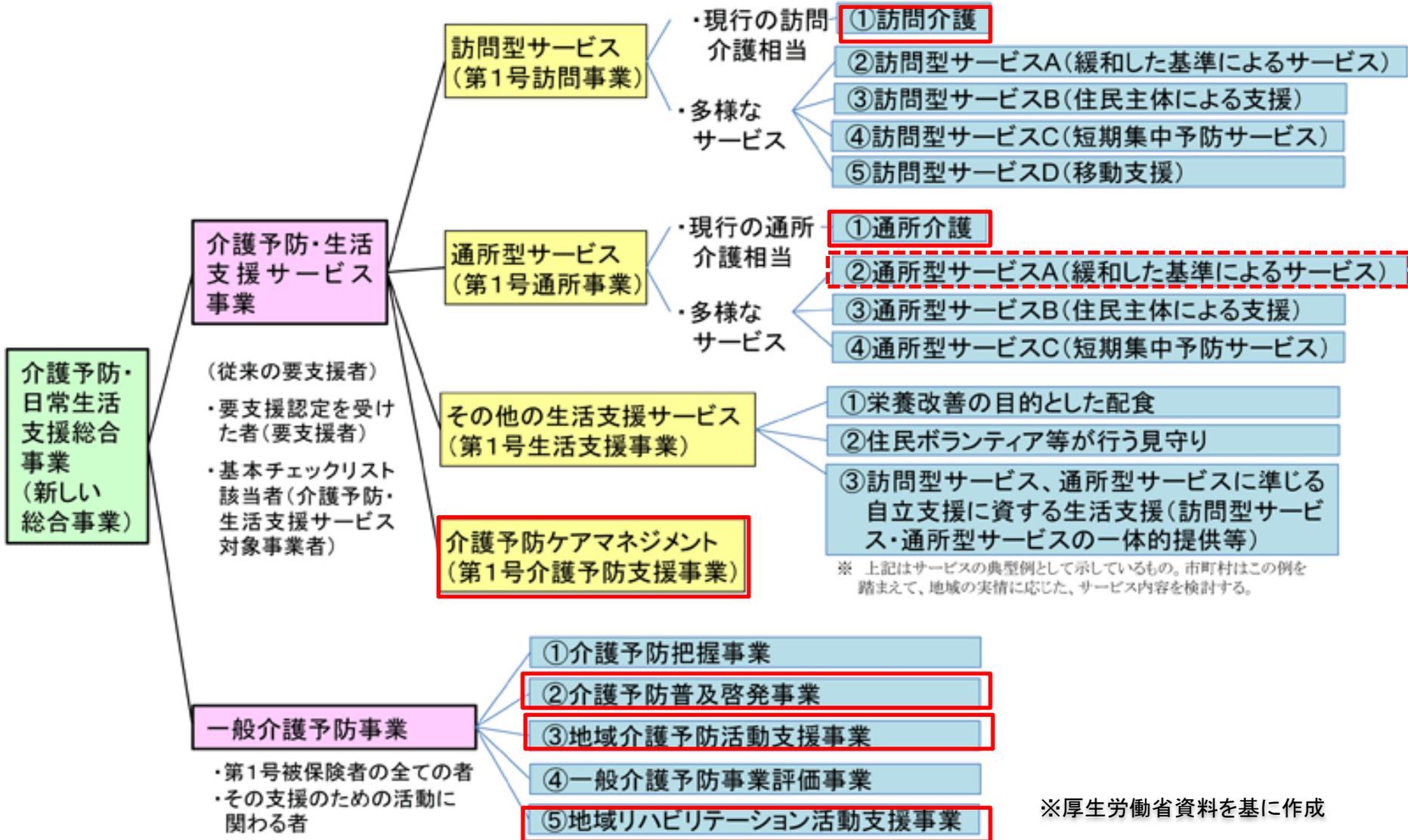
また、平成29年4月1日以降、新規に要支援認定を受けた方又は基本チェックリストに該当した方は、その時点から総合事業のサービスを受けることができます。

※ 総合事業は、平成29年4月1日までに全市町村で開始することとされています。また、総合事業開始以降も、既に要支援認定を受けている方については、その認定更新まで介護予防給付を受けられることとされています。

よって、市町村によっては、最長で平成30年3月31日まで介護予防給付を受ける被保険者が存在する可能性があります。

# 匝瑳市における総合事業開始時の事業メニューについて

匝瑳市では、総合事業開始時において、                     で困んだ事業を実施します。



# 総合事業における事業者指定について①

## 事業者の「みなし指定」について

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「改正法」といいます。）では、市町村と事業者の負担軽減の観点から、平成27年3月31日において介護予防訪問介護等に係る指定を受けている事業者については、平成27年4月1日から総合事業の指定事業者とみなす旨の規定が設けられています（附則第13条）

### 平成27年3月31日において指定を受けている事業者の場合

- 平成27年3月31日において介護予防訪問介護事業所又は介護予防通所介護事業所としての指定を受けている事業者については、平成27年4月1日から、総合事業の指定事業者としての「みなし指定」の効力が発生しています（効力の範囲は全市町村）。
- みなし指定の有効期間は平成30年3月31日までとなりますので、平成30年4月1日以降も事業を継続する場合は、みなし指定の有効期間が終了する前に指定更新申請を行う必要があります。
- 指定更新の効力の範囲は各市町村域内となりますので、総合事業のサービスを提供する被保険者がいる全ての市町村へ更新申請が必要です。

（参考）みなし指定対応表

既存の指定（平成27年3月31日時点）	改正法の規定により指定を受けたものとみなされる総合事業の指定
介護予防訪問介護に係る指定	訪問型サービス（第1号訪問事業）に係る指定
介護予防通所介護に係る指定	通所型サービス（第1号通所事業）に係る指定

### 平成27年4月1日以降に指定を受けた事業者の場合

- 平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護事業所又は介護予防通所介護事業所としての指定を受けた事業者については、みなし指定の効力が生じていません。よって、総合事業の訪問型サービス又は通所型サービス提供事業者として、サービスを提供する利用者がいる各市町村へ、指定申請を行う必要があります（匝瑳市への申請手続については、平成28年度中に御案内します）。

## 総合事業における事業者指定について②

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間は、事業者指定が2種類存在します。

- 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間は、介護予防給付と総合事業の2種類が並存することになるので、事業者の指定も2種類が存在します。そのため、その間における各種申請や届出については、介護予防給付に係るものは千葉県、総合事業に係るものは市町村に対して行うこととなります。
- 総合事業における事業者の指定権者は市町村です。新規指定申請、更新申請、変更届、加算届等は、市町村に対して行います。
- 総合事業に係る各種様式等は別途定めることとし、また、更新による指定有効期間は6年を予定しています。

提供するサービス		必要な事業所指定	指定権者 (指定申請等提出先)
予防給付	介護予防訪問介護(通所介護)	介護予防訪問介護(通所介護)に係る指定	千葉県
総合事業	訪問型(通所型)サービス	訪問型(通所型)サービスに係る指定	市町村

### ◆注意事項

現在千葉県から介護予防訪問介護(通所介護)に係る指定を受けている事業者で、当該指定の有効期間が平成30年3月31日よりも前である場合、指定更新を行わないと、当該事業者は一切の介護予防訪問(通所)介護を提供することができなくなることとなります。

平成30年3月31日までは介護予防給付を受ける被保険者が存在する可能性がありますので、必要に応じて指定更新を行ってください。

### 【介護予防訪問介護(通所介護)に係る指定更新をせず、サービス提供ができなくなる場合の例】

- 匝瑳市以外の市町村の被保険者にもサービス提供をしている場合で、当該被保険者が介護予防給付を受けている場合。
- 住民票を動かさずに匝瑳市内に在住している匝瑳市外の被保険者(住所地特例ではない者)にサービス提供をしている場合で、当該被保険者が住民票のある市町村から介護予防給付を受けている場合。

※ 匝瑳市に住民票のある住所地特例者について、匝瑳市では認定更新を待たず一斉に総合事業へ移行しますので、平成29年4月1日から一斉に総合事業が提供されることとなり、介護予防訪問(通所)介護は一切提供されません。

# 契約書等の内容変更について

総合事業の開始に伴い、契約書等の文言変更が必要となります。

○ 総合事業によるサービスの提供に当たっては、必ず現行の契約書、重要事項説明書、定款及び運営規程等を読み直し、文言を確認してください。

通常、現行の契約書等は介護予防給付に係る内容となっており、総合事業のサービスに係るものであることが文面から読み取れないことが考えられます。その場合、文言の変更が必要になります。

## ◆契約書について

契約を締結している場合は、改めて契約を締結するか、読み替え規定等を示した変更契約書を取り交わしてください。

## ◆重要事項説明書について

総合事業用の重要事項説明書により、改めて説明を行い、同意を得るようにしてください。

なお、変更点を記した文書を作成して同意を得る方法でも差し支えありません。

## ◆定款及び運営規程について

総合事業のサービスを提供できる内容になっているか、再度御確認ください。

## 【文言の変更例】

変更前	変更後
介護予防訪問介護	訪問型サービス(第1号訪問事業)
介護予防通所介護	通所型サービス(第1号通所事業)
介護予防サービス計画	介護予防ケアマネジメント

## ◆注意事項

※ 上表はあくまでも例であり、契約書等の文言を限定するものではありません。また、各事業所の変更内容について、市は責任を負うことはできません。

※ 平成30年3月31日までは、介護予防給付を受ける被保険者が存在する可能性がありますので、各書面には事業内容を併記しておくことが望ましいと考えます。

(例) 介護予防訪問介護 → 介護予防訪問介護及び訪問型サービス(第1号訪問事業)

※ 医療法人、社会福祉法人等は、それぞれ所管部署へ確認が必要です。

※ みなし指定を受けている事業者については、総合事業開始時に定款及び運営規程の提出を求めることはありませんが、関係法規等に基づいて適宜変更をしておいてください。

## 匝瑳市が実施する第1号訪問事業（旧介護予防訪問介護相当サービス）について

サービス内容	旧介護予防訪問介護を基準とし、訪問介護員（専門職）による身体介護・生活援助を提供
実施方法	事業者指定（国保連を經由した審査・支払）
報酬・加算	旧介護予防訪問介護と同等（1単位：10円） 【報酬】・訪問Ⅰ（週1回程度）：月1,168単位 ・訪問Ⅱ（週2回程度）：月2,335単位 ・訪問Ⅲ（週2回を超える程度）：月3,704単位 【加算】初回加算、生活機能向上連携加算、介護職員処遇改善加算等
限度額管理の有無	有（国保連で管理）
対象者	訪問Ⅰ及び訪問Ⅱ：要支援1・2、事業対象者      訪問Ⅲ：要支援2
利用者負担	旧介護予防訪問介護と同等（報酬の1割又は2割）
サービスコード	A1（みなし指定） / A2（みなし指定以外）

## 匝瑳市が実施する第1号通所事業（旧介護予防通所介護相当サービス）について

サービス内容	旧介護予防通所介護を基準とし、生活機能向上のための機能訓練、レクリエーション、入浴等を提供
実施方法	事業者指定（国保連を經由した審査・支払）
報酬・加算	旧介護予防通所介護と同等（1単位：10円） 【報酬】・通所Ⅰ（週1回程度）月1,647単位 ・通所Ⅱ（週2回程度）月3,377単位 【加算】運動器機能向上加算、口腔機能向上加算、介護職員処遇改善加算等
限度額管理の有無	有（国保連で管理）
対象者	通所Ⅰ：要支援1、事業対象者      通所Ⅱ：要支援2
利用者負担	旧介護予防通所介護と同等（報酬の1割又は2割）
サービスコード	A5（みなし指定） / A6（みなし指定以外）

※事業対象者・・・要支援認定を受けず、基本チェックリストの実施によって総合事業を利用する者のこと。

※上表の内容は、今後変更する可能性がありますので御了承ください。